

自治会館運用細則

(目的)

第1条 この細則は、「香芝・旭ヶ丘ニュータウン自治会館管理規定」を運用することについて必要な事項を定めるものとする。

(管理人)

第2条 会館の日常管理を行う管理人を、個人又は関係団体に委託することができる。
2. 管理人は、管理委員会との間で委託契約を締結し選任される。必要により複数名とすることができる。

(管理人の就業時間)

第3条 管理人は、休館日を除く日の午前9時から午後5時まで就業するものとする。

(日常管理)

第4条 管理人は、次に掲げる日常管理業務を遂行しなければならない。

- (1) 委託契約で定められた日及び時間の就業
- (2) 会館使用申込み手続きの調整管理及び使用料金の徴収保管
- (3) 会館内外の保安管理並びに美化清掃
- (4) 電話、FAX等の受付と対応
- (5) 緊急時の関係機関に対する連絡調整
- (6) その他、管理委員会の依頼事項

(委託料)

第5条 委託料は、管理委員会で協議し決定する。複数の管理人を交替で就業させる場合は、就業時間により分配するものとする。

(開館日時)

第6条 自治会館の開館は、休館日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第7条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）の期間
- (3) お盆休暇（8月14日～16日）の期間
- (4) 年末年始（12月28日～1月5日）の期間

(使用申込み、使用方法)

第8条 会館の使用申込み及び使用方法是次の通りとする。

- ① 申込みは予約制とし、原則として使用日の3ヶ月前から会館へ申し込むことができ、1回の使用は原則2時間以内とする。
尚、自治会館管理規定第6条4項に記載の定期的使用を除く使用は、午後5時までとする。土曜日及び日曜日の定期的使用は、自治会活動優先のため原則使用を受け付けない。
申込受付は、開館日の午前9時から午後5時までとする。
- ② 使用申込者は、「会館使用申込書」に必要事項を記入し、会館使用料を添えて館長に提出すること。
- ③ 館長は、「会館使用申込書」と会館予約日程表とを確認し、支障がなければ「会館使用許可書」を発行する。
- ④ 使用者は、会館使用許可書に記載した使用心得を守って使用すること。
- ⑤ 使用者は、使用を終了した時は「会館使用報告書」を館長に届け出ること。

(会館使用料)

第9条 会館の使用料は次の通りとする。

1時間当たり(円)

種別	階	1階			2階				別棟
	室名	第1 会議室	第2 会議室	調理室	第3 会議室	第4 会議室	あさひの 間	ふたかみの 間	子ども 婦人会館
室料	会員	300	300	300	200	200	150	100	200
	会員 (事業者)	700	700	750	450	450	300	200	450
	会員外	1000	1000	1000	650	650	450	300	650
冷暖房費		150	150	100	100	100	50	50	100
葬儀	会員	通夜から葬儀2日間			150,000				

尚、会員(事業者)とは、自治会員が事業を目的として使用する場合をいう。

附 則

この細則は、平成20年4月20日から施行する。

この細則は、平成21年4月26日一部改正し施行する。

この細則は、平成22年4月25日一部改正し施行する。

この細則は、平成24年4月15日一部改正し施行する。